平成２１年（フ）第１０６６号
堺市中区陶器北1177－２、住民票上の住所堺市北区大豆塚町２丁７番地　下村マンション405号
債務者　森　　健保
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７１号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番127―303号
債務者　当麻　優貴（旧姓神代）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７７号
大阪府富田林市錦織南１丁目25番３号103
債務者　朝川　佳則
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２００号
大阪府松原市東新町２丁目154番地の19
債務者　小山　博明
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２０８号
大阪府羽曳野市羽曳が丘５丁目11番４号
債務者　島　　広美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２１８号
大阪府南河内郡河南町大宝２丁目31番32号
債務者　北野　光子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２２１号
大阪府河内長野市美加の台３丁目14番５号
債務者　日田　優子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２２４号
大阪府藤井寺市小山５丁目４番９号　レジ・シュプレム302号室
債務者　貞廣　恵美（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５３号
堺市南区城山台２丁１番23―206号
債務者　松尾真奈美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２６２号
大阪府高石市綾園６丁目19番18―101号
債務者　北　　義彦
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２６５号
堺市西区堀上緑町２丁18番35号　大谷ハイツ101号
債務者　元木　利行
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２６６号
堺市西区堀上緑町２丁18番35号　大谷ハイツ101号
債務者　元木　直子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８２号
大阪府高石市千代田４丁目９番11号
債務者　角田佐代子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８５号
堺市北区中百舌鳥町４丁580番地
債務者　内村　卓司
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８８号
堺市堺区緑町１丁23番地　栄荘１Ｆ－１
債務者　中野板金こと　中野　一男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８９号
堺市堺区緑町１丁23番地　栄荘１Ｆ－１
債務者　武内　　香
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３１１号
堺市南区城山台３丁１番７―205号
債務者　藤永　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３１８号
大阪府富田林市津々山台１丁目１番５―305号
債務者　坂本　聖弥
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで大阪地方裁判所堺支部破産係